

ご注意ください

野焼き（たき火、寄焼き等）による火災が増えています！

本年は、野焼き（たき火、寄焼き等）による火災がすでに17件発生（調査中を含む）しています。また、過去5年間（平成29年から令和3年）の平均件数は約14件で、すでに平均件数を上回るペースで、野焼き（たき火、寄焼き等）による火災が発生しています。



たき火（野焼き）による火災の焼け跡

野焼き（たき火、寄焼き等）が強風にあおられ付近の枯れ草や落葉に燃え移ったり、消したはずの火が再び燃えだし、付近の可燃物に燃え広がるといった火災が増えています。また、この火災は地形や気象状況など諸条件が重なることで、大規模な山林火災へと発展することが懸念されます。火を扱う時は慎重にお願いします。



出雲市消防本部 予防推進キャラクター
『住警器マン』

▶焼却行為について

※注意：廃棄物の焼却行為は、一部の例外を除き、禁止されています。

【焼却禁止の例外となる廃棄物の焼却】

- ・風俗習慣上又は宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却

(例) 正月の「しめ縄、門松等」をたく行為（どんど焼き）、塔婆の供養焼却等

(例) 農業・林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却

(例) たき火、キャンプファイヤー等

◆廃棄物に関するお問合せ〔出雲市役所 環境政策課 0853-21-6987〕

▶消防署への届出について

- ・たき火等、火災と紛らわしい煙を発する行為をする場合は、出雲市火災予防条例により、事前に消防署への届出が必要です。（電話等により、口頭で届け出することもできます。）

※注意：消防署はたき火等（焼却行為）を許可しているわけではありません。

◆書面で届け出の際は、こちらの様式を御使用ください。

『火災とまぎらわしい煙又は火災を発するおそれのある行為の届出書』（様式第11号）

(PDF) [http://www.izumo119.or.jp/Download/yoboukakari\(syo\)/jourei/11kasai.pdf](http://www.izumo119.or.jp/Download/yoboukakari(syo)/jourei/11kasai.pdf)

(Word) [http://www.izumo119.or.jp/Download/yoboukakari\(syo\)/jourei/11kasai.doc](http://www.izumo119.or.jp/Download/yoboukakari(syo)/jourei/11kasai.doc)

▶注意事項

たき火による火災のほとんどが、少しの不注意で発生しています。次のことを守り、たき火による火災を防ぎましょう。立会いと消火の準備を確実に！

①風の強い日、空気が乾燥した日にはたき火を行わないようにしましょう

(火の粉が飛散して、火災が発生しやすくなるため)

②消防署への届出をしてから行うこと

③必ず消火の準備をしてから行うこと

④たき火をしている間は、その場を絶対に離れないこと

⑤帰宅前に確実に消火されているか周囲を確認すること

